

よくある質問②5

問25-1 失業保険の手続き後、**転居の予定**があります。その場合、どうしたらいいですか。

(答25-1)

転居先の住所が、ハローワーク那覇の**管轄外の地域**か**管轄内の地域**かによって、事前にしなければいけない手続きが変わりますので、下記をご参照ください。

●ハローワーク那覇の**管轄外の地域**へ転居を予定している場合

- ① 転居先のハローワークで手続きが必要になります。**転居先の住所を管轄するハローワーク**を下記サイトから調べてください。



[ハローワーク | 厚生労働省](#)

- ② **転居先を管轄するハローワーク**へ**速やかに**問い合わせをし、転居した際の手続きで必要な書類やいつまでに手続きへ来所しなければいけないか等を確認してください。

●ハローワーク那覇の**管轄内の地域**へ転居を予定している場合

⇒引き続きハローワーク那覇で手続きが可能です。認定日（失業状態を確認する日）に住所確認書類（住民票やマイナンバーカードなど）を持参してください。

（参考）ハローワーク那覇の管轄地域

那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、与那原町、南風原町、八重瀬町、西原町、座間味村、渡嘉敷村、久米島町、粟国村、渡名喜村、北大東村、南大東村

問25-2 失業保険の仮決定手続きをしました。後日離職票を提出するように言われましたが、**離職票が会社より届く前に県外へ転居**を予定しています。この場合どうしたらいいですか。

(答25-2)

不備書類は失業保険の手続きをしたハローワーク那覇へ提出する必要があります。

ハローワーク那覇の管轄外の地域へ**転居後**に**離職票が届いた場合は、ハローワーク那覇雇用保険給付課まで郵送で提出してください。**

(ハローワーク那覇の住所)

〒900-8601

沖縄県那覇市おもろまち1-3-25

沖縄職業総合庁舎 雇用保険給付課

問25-3 雇用保険説明会の前に
県外へ転居することになりました。
た。

雇用保険説明会の際に「雇用
保険受給資格者証」が交付され
ると聞きましたが、この場合ど
うなりますか。

(答25-3)

雇用保険説明会の前にハロー
ワーク那覇の管轄外の地域へ転
居される場合、作成した雇用保
険受給資格者証は、転居先を管
轄するハローワークへ郵送しま
す。

そのため、雇用保険受給資格
者証は、転居先を管轄するハ
ローワークで受け取ってください。
い。

※失業保険の手続き時に**不備書類がある方**の場合、**不備書類が提出されない**と**雇用保険受給資格者証は作成できません**ので**ご注意ください**。